二　事業施行期間
　事業計画の認可の公告の日から平成二十八年度まで
三　施行地区
　埼玉県さいたま市南区別所六丁目、七丁目及び沼影一丁目の各一部
四　施行者の名称
　独立行政法人　都市再生機構
五　事務所の所在地
　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
　平成二十年十二月九日
七　事業計画の変更認可の年月日
　平成二十七年二月三日

○国土交通省告示第二百一号

　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。
　平成二十七年二月三日
国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日
　平成二十七年一月二十二日
(二)　登録番号
　33
(三)　登録基幹技能者講習を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
　全国板硝子工事協同組合連合会（代表者　遠藤　浩吉）
　東京都中央区日本橋浜町二丁目三十八番九号
　全国板硝子商工協同組合連合会（代表者　永島　光男）
　東京都中央区日本橋浜町二丁目三十八番九号
(四)　登録基幹技能者講習を行う事務所の名称及び所在地
　全国板硝子工事協同組合連合会　東京都中央区日本橋浜町二丁目三十八番九号
　全国板硝子商工協同組合連合会　東京都中央区日本橋浜町二丁目三十八番九号
(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
　平成二十七年一月二十二日
(六)　登録基幹技能者講習の種目
　登録硝子工事基幹技能者

○国土交通省告示第二百二号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十七年二月三日
国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　宮原谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鳥取県西伯郡伯耆町宮原
　字堤谷　六三七番一　一号
　六三八番　二号
　六三九番三　三号及び四号
　六四一番一　五号
　六四一番一　六号
　六六一番四　七号及び八号
　字柿埒　七三三番一　九号
　七三一番五　十号
　七二九番三　十一号
　七三八番三　十二号
　七三九番二　十三号
　七三九番三　十四号
　七三五番三　十五号
　字松山平ラ　七四八番二　十六号及び十七号
　字堤谷西平ラ　七四九番三　十八号から二十二号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　武王谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鳥取県西伯郡伯耆町福島
　字屋敷　六二番一　一号及び二号
　五六番二　十六号及び十七号
　字古城山　三三四番　四号
　三三三番　七号及び八号
　字武野王谷　三三五番一　三号、五号、六号、九号から十一号まで及び十四号
　三四〇番一　十五号
　鳥取県西伯郡伯耆町福吉
　字代々　二一一番　十二号
　二一三番　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上鴨部一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
　鳥取県西伯郡南部町鴨部
　字榎埒　三〇三番から三〇九番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鳥取県西伯郡南部町鴨部
　字榎埒　三一二番　一号
　三一一番　二号
　三〇一番　三号
　三〇三番　四号
　三〇八番　五号
　三一〇番　六号から十号まで
　三一三番　十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西原三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鳥取県米子市淀江町西原
　字壺瓶山　一三四六番一　一号
　一三四〇番一地先道路敷　二号
　一三四〇番一　三号
　一五六八番　五号及び六号
　一五八三番　七号及び八号
　一三三九番二　十六号及び十七号
　字新林　一三八一番一　四号、九号及び十号
　鳥取県米子市淀江町小波
　字下向山　一二六二番　十一号
　一二五〇番　十二号
　字小谷山　一二四六番　十三号
　一二四五番　十四号及び十五号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　本宮二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
　鳥取県米子市淀江町本宮
　字河原長谷　三九一番及び三九二番
　三九四番及び三九五番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鳥取県米子市淀江町本宮
　字河原長谷　四〇二番二　一号
　四〇一番　二号、三号及び四号
　三九三番　五号
　三九二番　六号及び七号
　三九六番　十号
　三九九番一　十一号
　四〇三番一　十二号
　字込平二　四八二番一　八号及び九号

○海上保安庁告示第七号

　航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
　平成二十七年二月三日
海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　権現遨灯標
位置
　所在地　大分県大分市（権現遨）
　北緯　三三―一六―五七
　東経　一三一―五五―一四
塗色及び構造　黒色球形頭標二個（縦掲）付黒地に赤横帯二本塗　塔形
灯質　群閃白光　毎一〇秒に二閃光
光達距離　実効光度七八カンデラ　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
点灯年月日　平成二十六年九月二十九日